

八王子市森林整備計画書

豊かで健全な森林育成と活用

計画期間

自 令和 8年 4月 1日

至 令和18年 3月31日

東 京 都

八 王 子 市

(令和8年4月1日樹立)

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	24
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	26
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	28
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	28
7	その他必要な事項	28

別添資料

森林計画区域林班図八王子市

八王子市国有林位置図

八王子市森林整備計画概要図(1)(公益的機能別施業森林の区域)

八王子市森林整備計画図(2)(鳥獣害防止森林区域)

八王子市森林整備計画概要図(3)(森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域)

公益的機能別施業森林等の林班面積一覧表

基幹路網の整備計画

基幹路網計画図(開設、改良、舗装)八王子市

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の面積は 18,638 ヘクタール、そのうち国有林 1,182 ヘクタール、民有林 6,651 ヘクタール、計 7,833 ヘクタールと全体の 42 パーセントを占める森林は、林産物の生産・国土の保全・水源の涵養・環境の保全等、多くの機能を有しておりこれらを発揮することを通じて市民生活と深く結びついている。

民有林の森林資源の現況を見ると、戦後続けられてきた造林の推進により人工林面積は 4,000 ヘクタール、人工林率は 60 パーセントとなっている。

人工林のほとんどがスギ・ヒノキで占められていて、樹種別資源構成は、スギが 78 パーセント、ヒノキが 20 パーセント、その他が 2 パーセントで、林齢構成は一般的な主伐期である 50 年生を超える森林が 90 パーセントを占める。

また、森林所有者数は約 2,145 戸であるが、そのうち 5 ヘクタール未満の森林所有者数は 1,916 戸、比率 89 パーセントと高く零細所有者が多い。

さて、林業経営をみると、木材需要の不振や生産材価格の低迷・山林維持管理経費の増大・労働者の高齢化と後継者の参入不振などにより経営意欲が鈍り、間伐・保育などが適正に実施されない森林が増え、スギ花粉によると見られる花粉症の発症者が増加し社会問題化している。花粉症の増加は大気汚染等の複合要因が指摘されているが、人工林の伐採が停滞し、スギ林の中に花粉を多く生産する 30 年生以上の林が増えたことも要因のひとつであるため、スギ林を計画的に伐採し花粉の少ないスギへ転換することや広葉樹への転換により花粉発生量を減少させることが期待される。

このため市・森林組合・森林所有者等が計画的に間伐・保育等の森林整備を進めるとともに、森林組合及び林業事業体の技術の向上・育成・関連する施策を推進して森林整備の目標達成及びスギ花粉対策の推進に努める。

また、木材等生産機能の高い森林は、適切に間伐その他の保育を実施し優良材の育成を図る。

今後、適正な森林整備を推進していくためには、森林の有する多くの公益的機能に視点を置き、機能の高い広葉樹の造林・育成及び複層林への誘導等による整備を図っていくことも必要となっている。

2 森林整備の基本方針

多摩地域森林計画で定める森林整備の推進方向に沿って、本市の森林整備を進める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林の果たす役割と重要性を、私たち一人一人が考え森林の働きを理解し、多様で豊かな森林の姿を描くことを目指すこととする。また、森林の有する機能が十分発揮できるよう以下のような森林形態を目指すこととする。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んで浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いや学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、可能な限り縮小・分散を図る。また、自然条件や住民ニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

イ 山地災害防止・土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民

ニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民ニーズ等必要に応じて広葉樹等の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

オ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

協議会等の組織作り、普及啓発活動の促進、林業事業者を中心とした集团的・組織的かつ適切な森林施業を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、次項2によるものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

なお、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

地 域	樹 種			
	スギ	ヒノキ	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	35年	40年	40年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。また、伐採の対象とする立木については、標

準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとすること。

(1) 皆伐

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、実施に当たっては、気候、地形、土壌等自然条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

イ 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(2) 択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

イ 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

ウ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

エ ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
針葉樹： スギ、ヒノキ
広葉樹： クヌギ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、カエデ、ヤマザクラ等

注) 表記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は八王子市農林課と協議し、適切な樹種を選定するものとする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は次によるものとする。なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

(ア) 育成単層林施業

人工林の植栽本数については、下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

人工林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000 本	
	疎仕立て	2,000 本	
ヒノキ	中仕立て	3,000 本	
	疎仕立て	2,000 本	
広葉樹		1,000 本～3,000 本	

*標準的な植栽本数以外の植栽をしようとする場合は、林業普及指導員又は八王子市農林課と協議し、適切な植栽本数を決定するものとする。

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

(ア) 育成単層林施業

- ① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則として、急傾斜地において崩壊の危険性のある個所については、生木棚積地拵えを行うなど林地の保全に務めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、ていねい植えとする。
植栽の時期	4～6月（春植え）、9～10月（秋植え）を標準とする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

(イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の2の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種
針葉樹： アカマツ等
広葉樹： クヌギ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、カエデ、ヤマザクラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ クヌギ、ミズナラ、コナラ、 ケヤキ、カエデ、ヤマザクラ等	①5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね 10,000 本/ha とする。 ②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助

	<p>作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>
--	--

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10 cm	40 cm	50 cm
50 cm	100 cm	150 cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、掻き起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 3～4 本を目安と

		して、ぼう芽整理を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。
--	--	---

イ その他天然更新の方法

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

多摩地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
スギ、ヒノキ等人工林のすべての区域は主伐後必ず植栽するものとする。	ただし、(1)の基準を踏まえ、天然更新見込み区域は除く。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次の通り定める。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

シイタケ原木の継続的な供給を図る観点から、コナラ等のぼう芽更新を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

ア 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級													備考			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 … 20				
スギ	短伐期				←				→									概ね3回実施
	長伐期				←								→					概ね5回実施
ヒノキ	短伐期				←				→									概ね3回実施
	長伐期				←								→					概ね5回実施

イ 間伐率

間伐率は本数率で 30%を標準とする。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう、形質不良木等に偏ることなく行うこととするが、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

ウ 平均的な間伐の間隔

標準伐期齢以上の林齢においても必要に応じて間伐を行うこととし、平均的な間伐の間隔は、標準伐期齢未満 10 年、標準伐期齢以上 15 年とする。

(2) 育成複層林施業

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。なお、保育の作業種別の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切り										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

*除伐・枝打の実施林齢は標準的なものであり、必要に応じて実施時期を変更して行う。

(2) 育成単層林施業

ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、また、上記表に限らず実施時期や回数を見直しも含め、作業の省力化・効率化に留意し、適切な時期及び作業方法により行うこと。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

イ つる切り

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

ウ 枝打ち

枝の切断作業に当たっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、厳冬期を除く 10 月から 3 月までの成長休止期を基本とすること。

エ 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

(3) 育成複層林施業

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じて行うものとする。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

3 その他必要な事項

地理的その他諸条件により、間伐が十分に実施されていない林分については、風雪害の防止に留意した上で、「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」に拠らず間伐を行うことができる。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林とする。

水源涵養機能の維持増進を図るための森林の区域を表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能）</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形について</p> <p>a 標高の高い地域</p> <p>b 傾斜が急峻な地域</p> <p>c 谷密度の大きい地域</p> <p>d 起伏量の大きい地域</p> <p>e 溪床又は河床勾配の急な地域</p> <p>f 掌状型集水区域</p> <p>② 気象について</p> <p>a 年平均又は季節的降水量が多い地域</p> <p>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>③ その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
---	---

また、当該森林の伐期齢の下限については、標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、樹種別の伐期齢の下限については以下のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	スギ	ヒノキ	その他針葉樹	広葉樹
当該区域全域	45年	50年	50年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の(ア)～(エ)の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表1により定めるものとする。

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とし、その区域を表

1により定めるものとする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定するものとする。また、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定するものとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とし、その区域を表1により定めるものとする。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

(ウ) 保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とし、その区域を表1により定めるものとする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

(エ) その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、それぞれの森林の区域については表2により定めるものとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形 a 傾斜が急な箇所であること。
---	---

<p>る森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 ② 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 ③ 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／／生物多様性保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 ① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④ 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。)</p>

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は以下のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	スギ	ヒノキ	その他針葉樹	広葉樹
当該区域全域	56年	64年	64年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その区域を表1により定めるものとする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認められ、木材等生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

ア 林班の面積のうち人工林が過半を占める

イ 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である

ウ 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

【表 1】

区分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19、20、22～26、28、29、31、32、37～40、49～67、72～76、80～87、95、98、100～103、105～107、108、112、115～124	3896.97
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4～6、27、30、33～36、41～48、97、99、104、109、136	916.44
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	91～94、96、113、114、125～129、131～135、137、138、141～143	453.02
保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～3、7～18、21、90、102（1 準林班の4、9、12～15 小班、2 準林班の1～7 小班）、108（1 準林班の11～18、24 小班）、110、111、130、144	776.46
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	68～71、77～79、88、89	698.21
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※ 上記の森林の区域については、付録資料の八王子市森林整備計画概要図(1)に図示する。

【表 2】

施業の方法		森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林		19、20、22～26、28、 29、31、32、37～40、 49～67、72～76、80 ～88、95、98、100 ～103、105～107、 108、112、115～124	3,951.95
長伐期施業を推進すべき森林		5、30、34～36、41 ～48、91～94、96、 97、99、104、109	801.06
複層林施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1～3、7～18、21、 110、113、126～ 129、131～135、 137、141～144	888.03
	択伐による複層林施業を推進す べき森林	4、6、27、33、90、 102 (1 準林班の 4、 9、12～15 小班、2 準林班の 1～7 小 班)、108 (1 準林班 の 11～18、24 小 班)、111、114、125、 130、136、138	456.83
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

※森林経営計画が認定されている場所もしくは森林循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う場所等においてはこの限りではない

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に必要な森林情報の提供及び助言・

あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことで経営規模の拡大を図ることとする。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、森林の施業又は経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成を行う。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うとともに、協議会の開催等により森林所有者等の合意形成を推進し、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施するに当たっては、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有状況は、5ヘクタール未満の所有者が89パーセントと零細であり、材価の低迷や労働力の減少などにより保育管理は適切に実行されなかった面がある。今後は協議会等の組織づくりを行い、計画に基づく森林施業実施協定の締結を推進する。

また、森林組合の労務班の整備を促進し、適正規模の事業量を確保して効率的保育を実現する。さらに高性能林業機械の共同使用による作業の効率化を図る等、施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林資源の状況及び林業を取りまく経済的環境を考え、公益的機能と経済的機能の整合を図りつつ、活力ある森林と長伐期志向の森林造成と優良材の生産を図るため、適切な保育作業を進める必要がある。

この柱として森林組合を中心に集团的・組織的に森林施業が行えるよう、施業実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を共同で作成する者は、各々が前向きに実施計画に取り組むとともに、代表者を決定し実施管理を行う。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針(平成23年4月1日付22産労農森第527号)に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

多摩地域森林計画における基幹路網の整備箇所は別添資料のとおり。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)及び東京都森林作業道作設指針(平成23年4月1日付22産労農森第814号)に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等林業事業者の活性化を図るため、森林整備事業において継続的な事業量を確保し、市内の林業事業者の育成に努める。

さらに、林業事業者の社会福祉の向上・労働条件の改善について助言する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

該当なし

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	機械類	チェーンソー 林内作業車 フォワーダー プロセッサ スイングヤーダ	チェーンソー 林内作業車 フォワーダー プロセッサ スイングヤーダ タワーヤーダ ハーベスタ
造林 保育 等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打	人力	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

生産された木材はおもに、多摩木材センターに出荷されているが、今後利用を拡大できるように啓発普及活動を行う。

また、特用林産物のシイタケは、南多摩地域が生産量の多くを占めているが、一層の栽培技術指導に務め、さらに関係団体との連絡を密にして経営の安定を図る。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積(ha)
ニホンジカ	1～122、144	6, 163.07

※上記の森林の区域については、附属資料の市町村森林整備計画概要図(2)に図示する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被害防止対策を実施するものとする。

イ 捕獲

東京都農林業獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画に基づき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生が確認されていることから、引き続き近隣県及び都内における発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

病虫害被害が発生した場合は関係機関と連携を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、被害の動向を踏まえながらその防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進し、被害対策に努めるものとする。

3 林野火災の予防の方法

各関係機関と連携し、林野火災の発生防止対策を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

各関係機関と連携を取り災害防止等に十分注意する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

森林保全のために森林巡視を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

Ⅱの第4の1の(2)のアの(ウ)で定めた保健機能の維持増進を図る森林のうち、保健機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林について、以下の通り定めるものとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
市内西部	90	21	15	6	0	0	0	松竹都有林
	102	63	41	20	0	2	0	木下沢都有林
	108	27	19	8	0	0	0	日影都有林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林及び伐採	人工林については、択伐を原則として、長伐期、複層林、針広混交林施業等を行う。天然林については、広葉樹の育成等の施業を行う。
保育その他	必要に応じて、間伐、除伐、枝打ち等の保育を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
① 主な森林保健施設 林内歩道、作業小屋、道具小屋、待避所、丸太ベンチ等
② 留意事項 NPO等団体の自主活動が行われている森林については、NPO等団体と調整のうえ、整備、維持運営を行う。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
スギ、ヒノキ	28~30	

4 その他必要な事項

NPO等団体の自主活動が行われている森林については、NPO等団体との協働に

より、整備を進めていくものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
戸吹・宮下	1～23	767.18
上川・美山	24～49	1,118.16
小津	50～58	584.48
恩方北部	59～77	1,221.72
恩方南部	78～90	979.04
高尾	91～115、144	995.59
南浅川・寺田・鎌水	116～143	984.76

※上記の森林の区域については、付属資料の八王子市森林整備計画概要図(3)に図示する。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民や都市部住民の参画を得るなどし、快適な森林環境や優れた森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交、人工林の有する美的景観の保持等美しく快適な森林空間の創出に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
該当なし
- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
該当なし
- (3) その他
該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし